

特記仕様書

- 1 業 務 名 由利地域振興局庁舎危険物地下タンク貯蔵所等法定点検及び
清掃業務委託
- 2 目 的 消防法第14条の3の2に基づく危険物地下タンク貯蔵所及び配管の漏
洩点検並びに地下タンク内の清掃を行う。
- 3 期 間 令和 年 月 日（契約の日）～令和8年11月30日
ただし、漏洩点検は前回点検日（令和7年10月16日）から1年を超
えない令和8年10月15日までに実施するものとする。
- 4 場 所 由利本荘市水林366 由利地域振興局
- 5 対象物件 地下タンク貯蔵所（鋼製タンク 容量7,000リットル） ほか
- 6 内 容 （1） 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62
条の5の2及び同条5の3に定める点検
（2） 地下タンク内清掃
- 7 業務責任者の設置
（1） 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技
能を有する者とする。
（2） 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者
との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の
範囲は契約書で定める。
- 8 留意事項 （1） 清掃に伴い排出されるスラッジ等廃棄物の取扱については、
別途指示する。
（2） 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
（3） 受注者は、業務終了後、契約書に定めるもののほか次の書類
を発注者に提出すること。
①作業写真
②点検結果報告書
（4） 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建
築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別
添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省
大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第3章3及び4
は、本業務に適用しない。